

印西市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づく印西市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、印西市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関する事項
- (2) 社会福祉法人印西市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (3) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (4) 法第55条の2第6項の規定に基づく、地域公益事業の内容及び事業区域における需要に関する提言
- (5) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内会議)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、地域福祉計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

- 2 庁内会議は、市職員及び社会福祉協議会の職員をもって組織する。
- 3 庁内会議に座長及び副座長を置く。
- 4 庁内会議は、座長が招集し、議長となる。
(庶務)

第 8 条 委員会及び庁内会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。
(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(最初に委嘱される印西市地域福祉計画推進委員会の委員に関する特例)
- 2 この告示の施行後最初に委嘱される印西市地域福祉計画推進委員会の委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 7 月 10 日告示)

この告示は、公示の日から施行する。